

公共調達品の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	
						(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
1	「平成30年度障害者就職面接会」周知用リーフレット等の作成	支出席行担当官大阪労働局総務部長 野田 幸裕 大阪市中央区 大手前4-1-67	H30.8.2	一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構 大阪府大阪市中央区法円坂1-1-35	4120005015060	会社法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第16号	1,978,431	1,242,345	62.9%	-	-	-	-	
2	東大阪労働基準監督署新庁舎内装改修工事設計業務	支出席行担当官大阪労働局総務部長 野田 幸裕 大阪市中央区 大手前4-1-67	H30.8.3	(株)梓設計 関西支社 大阪市北区大淀中1-1-90 梅田スカイビルガーデンファイブ	9010701000413	別紙2参照	3,014,280	2,916,000	96.7%	-	-	-	-	
3	「フレッシュ☆就職フェア2018」開催に伴う会場借上	支出席行担当官大阪労働局総務部長 野田 幸裕 大阪市中央区 大手前4-1-67	H30.8.3	京阪建物㈱ 大阪市中央区大手前1-7-31	2120001077602	別紙3参照	1,131,948	1,131,948	100.0%	-	-	-	-	
4	「外国人留学生就職面接会2018」開催に係る会場借上	支出席行担当官大阪労働局総務部長 野田 幸裕 大阪市中央区 大手前4-1-67	H30.8.6	南海ビルサービス㈱ 大阪市浪速区難波中3-4-36	5120001086344	別紙4参照	1,158,367	1,158,367	100.0%	-	-	-	-	
5	「モバイルパソコン」外の購入	支出席行担当官大阪労働局総務部長 野田 幸裕 大阪市中央区 大手前4-1-68	H30.8.7	㈱野木 大阪市中央区南船場1-10-10	2120001087023	会社法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第3号	1,412,636	950,400	67.3%	-	-	-	-	
6	あいりん労働公共職業安定所仮庁舎建設予定地(南海電気鉄道株式会社高架下区画)にかかる一時使用契約	支出席行担当官大阪労働局総務部長 野田 幸裕 大阪市中央区 大手前4-1-67	H30.8.31	南海電気鉄道(株) 大阪市中央区難波5-1-60	6120001077499	別紙5参照	1,883,887	1,710,000	90.8%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	東大阪労働基準監督署新庁舎内装改修工事設計業務
随意契約によることとした理由	東大阪労働基準監督署が移転することに伴い、移転先の賃貸人である東大阪商工会議所が株式会社梓設計関西支社を設計業者として指定していることから、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	「フレッシュ☆就職フェア2018」開催に伴う会場借上
随意契約によることとした理由	会計法第29条の3第4項に該当するため。 (会場要件を満たし、かつ競争参加資格を有している業者は1者のみであり、一般競争入札を実施した場合、競争原理が働かず、かつ京阪建物株式会社の公表価格よりも高価となる。)
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	「外国人留学生就職面接会2018」開催に係る会場借上
随意契約によることとした理由	会計法第29条の3第4項に該当するため。 (会場要件を満たし、かつ予定価格を基準とする競争参加資格を有している業者は1者のみであり、一般競争入札を実施した場合、競争原理が働かない。加えて、要件を満たす会場として、大阪府立体育会館がもっとも安価である。)
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	あいりん労働公共職業安定所仮庁舎建設予定地土地賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>平成27年3月に大阪市長から協力依頼を受け参画してきた、あいりん地域まちづくり会議及び労働施設検討会議において、労働施設（あいりん労働公共職業安定所、公益財団法人西成労働福祉センター）の耐震化について、利用者の安全・安心確保を最優先に議論した結果、一旦外部に仮移転した後、現地で建て替えることを確認し、仮移転先については南海電気鉄道株式会社の高架下とすることを、平成28年7月26日に開催された第5回あいりん地域まちづくり会議に報告し、大多数の委員の了解を得て決定した。近隣には公有建物がなく、利用者の利便性・交通アクセス・業務運営を円滑に行える基準面積、賃料等を考慮し、当該土地を選定することとなった。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造または性質のものであり、会計法第29の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	